委託販売仮渡金取扱要領

(目 的)

第1条 本資金は組合員に委託販売品を入庫したものに対して、委託農家に資金を仮渡しすること を目的とする。

(仮渡基準)

第2条 仮渡金の額は別表1に定めるところにより、年産ごとに生産者との協議を経て理事会において決める。但し、個選野菜で精算が長期化する場合は、理事会の議を経ないで、市場相場の7 割を限度として仮渡しすることができる。

(期間及び利息)

第3条 仮渡期間は、当該年産物の精算日までとし、利息は徴しないものとする。但し、精算まで に返済できない未精算仮渡金については、精算日から30日後より利息を徴収し、この利息は、当 組合購買未収金取扱要領にある遅延損害金の利率を準用する。

(仮渡金支払期日)

第4条 仮渡金は、入庫日より10日以内に支払するものとする。

(その他)

第5条 この要領に、定めない事項についてはその都度理事会において定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領の変更は、令和2年4月1日から実施する。

別表1

仮渡金支払基準

	品		目		対	象	区	分	支	出	基	準
米			榖		玄米				俵			円
な	が	<i>\</i> \	ŧ		秋堀	生食			コンテ	ナ		円
						加工			コンテ	ナ		円
					春堀	生食			コンテ	ナ		円
						加工			コンテ	ナ		円
種-	子な	がい	, £		予約申 す。	込みを	·入庫	とみな	コンテ	ナ		円
に	λ	に	<		貯蔵共	選委託	品					
					調製済				コンテ	ナ		円
					調製委	托			コンテ	ナ		円
					無調製				コンテ	ナ		円
だ	٧١	۲	ん		共選・位	固選委	託品		1箱	市場相場の) 4割を限度	
キ	ヤ	ベ	ツ		契約に			する	1 箱	契約金額の	の三分の一以	人内
ت	13	Ĕ	う		共選委	托品						
					秋堀				スチー	ルコンテナ		円
					春堀				スチー	ルコンテナ		円
ば	れし	、し	ょ		共選委	托品			コンテ	ナ		円
に	h	ľ	<u> </u>	ん	共選委	托品			バック			円
や	ま	の	٧١	ŧ	共選委	—— 托品			コンテ	ナ		円
ア	ピ	Z	t	ス	共選委	托品			コンテ	ナ		円
そ		の	,	他	個選委	—— 托品			市場相切	湯の7割を限		